

特定建築物等 用途及び規模要件一覧表

法	政令 第6条 第2項	用 途	法第14条の所有者の努力義務 及び法第15条第1項の指導・助言対象建築物	法第15条第2項の指示対象建 築物
第14条 第1号	第1号	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500m ² 以上	階数2以上かつ750m ² 以上
	第2号	小学校 等	小学校、中学校、中等教育学校 の前期課程、特別支援学校 老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム その他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む。 階数2以上かつ1,000m ² 以上
			老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者 福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ2,000m ² 以上
	第3号	学校	第2号以外の学校	階数3以上かつ1,000m ² 以上
			ボーリング場、スケート場、水泳場その他こ れらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000m ² 以上
			病院、診療所	
			劇場、観覧場、映画館、演芸場	
			集会場、公会堂	
			展示場	
			卸売市場	階数3以上かつ1,000m ² 以上
			百貨店、マーケットその他の物品販売業を営 む店舗	階数3以上かつ1,000m ² 以上
			ホテル、旅館	階数3以上かつ2,000m ² 以上
			賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000m ² 以上
			事務所	階数3以上かつ1,000m ² 以上
			博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ2,000m ² 以上
			遊技場	
			公衆浴場	
			飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、 ダンスホールその他これらに類するもの	
			理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これら に類するサービス業を営む店舗	
			工場(危険物の貯蔵場等を除く。)	階数3以上かつ1,000m ² 以上
			車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発 着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待 合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000m ² 以上
			自動車車庫その他自動車又は自転車の停留 又は駐車のための施設	階数3以上かつ2,000m ² 以上
			保健所、税務署その他これらに類する公益上 必要な建築物	
	第4号	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000m ² 以上	階数1以上かつ2,000m ² 以上
第14条第2号		危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する 特定建築物	政令で定める数量以上の危険物 を貯蔵、処理する全ての建築物	500m ² 以上
第14条第3号		地震によって倒壊した場合においてその敷 地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円 滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷 地が都道府県耐震改修計画に記載された道 路に接する建築物	全ての建築物	

防災上重要建築物一覧

構造体を中心とする 耐震安全性の分類		I類	II類	適用
目的別に安全性 を確保する分類		特に構造体の耐震性能の向上 を図るべき施設		構造体の耐震性能の向上を図る べき施設
防災拠点施設	連絡通信・活動指令等、防災拠点として諸機能の確保を必要とする施設	<p>災害対策本部を設置する官公庁</p> <p>ア 県庁舎</p> <p>イ 県合同庁舎</p> <p>ウ 市町村役場</p> <p>エ 警察署</p> <p>オ 消防署</p> <p>カ 保健所</p> <p>キ その他これらに類する重要施設</p>	<p>災害対策本部の指揮・命令により活動する官公庁又は特定業務を行う施設</p> <p>ア 県の出先庁舎 (県合同庁舎を除く。)</p> <p>イ 市町村の出先庁舎</p> <p>ウ その他これらに類する施設</p>	
避難施設	被災住宅の避難場所としての期待を担う特定施設	<p>市町村地域防災計画に位置づけられている施設</p> <p>ア 県立高等学校</p> <p>イ 公立小学校・中学校</p> <p>ウ 公立の公民館・集会所</p> <p>エ 公立体育館</p>	<p>副次的に避難施設として役割を担う施設</p> <p>ア 県立及び私立高等学校</p> <p>イ 公立の小学校・中学校</p> <p>ウ 公立の公民館・集会所</p> <p>エ 公立の社会福祉施設等</p> <p>オ その他これらに類する施設</p>	当該用途に供する面積が 300 m ² 未満の施設を除く。
緊急医療施設	緊急時の医療活動施設	<p>緊急時等に医療活動の責務を有する施設</p> <p>ア 県立病院</p> <p>イ 公立病院(県立を除く。)</p> <p>ウ 民間救急病院</p>	<p>緊急時等に医療活動の責務を有する施設</p> <p>ア 民間病院</p> <p>イ 診療所</p> <p>ウ その他これらに類する施設</p>	
居住施設	居住者の安全性を確保すべき施設	<p>居住者の安全確保に加え緊急時の仮住居対応施設</p> <p>ア 県営住宅</p> <p>イ 市町村営住宅</p>	<p>居住者の安全確保に加え緊急時の仮住居対応施設</p> <p>ア 公舎</p> <p>イ その他これに類する施設</p>	

(福島県既存建築物総合防災対策推進計画要綱)